

公示番号：19a00444

国名：全世界

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等貧困削減推進室

案件名：インフラ事業におけるジェンダー主流化支援調査

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：インフラ事業のジェンダー主流化支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査・研究

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月中旬から2021年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.25M/M、現地2.56M/M、合計3.81M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
10日 77日 15日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月2日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等	4点
(2) 業務従事予定者の経験能力等：	
①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	(計100点)

類似業務	インフラ分野のジェンダー主流化にかかる各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

JICAは2017年からの第4期中期目標において、ジェンダー案件比率を期間実績平均40%以上（金額ベース）とすることを定量指標として設定しており、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充することとしている。2018年度は事業額の81%、事業件数の49%の案件にジェンダー平等や女性のエンパワメントを促進する活動が取り入れられ、2017年度に引き続き大幅な量的な進展が見られた。このように、中期目標に設定した量的拡大目標は達成しつつある一方、各案件におけるジェンダー主流化取り組みの質の向上は引き続き課題となっている。

その中でも、JICAの資金協力において大きな割合を占めるインフラ開発事業におけるジェンダー主流化の更なる促進は喫緊の課題である。2019年6月のG20（金融・世界経済に関する首脳会合）では、成果文書の一つである「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に「インフラ投資により創出される機会を通じて、女性のエンパワメントを如何に促進するかを、特に考慮すべき。」と明記されるなど、インフラ分野におけるジェンダー主流化は我が国の方針および国際潮流の観点からも重要性が増している。こうした状況を踏まえ、今後より多くのインフラ開発事業において、ジェンダー主流化の具体的な取組や指標を明記したジェンダーアクションプラン（GAP: Gender Action Plan）の作成を推進していく必要がある。

今般調査対象とする円借款案件「コロンボ都市交通システム整備事業」（同

第一期（2019年3月L/A調印）は、コロンボ市およびその近郊において、LRT(Light Rail Transit)システムを導入することにより、効率的な輸送能力の増強と安全で快適な公共交通サービスの向上を図ることを目的として実施される。当該事業では、女性が安全、快適にLRTを利用できるよう妊婦を含む支援が必要な乗客向けの優先座席の設定、駅舎・車内への監視カメラの設置、低いつり革等の導入を検討し、また、設立予定の運営/維持管理法人における職員の訓練の一環としてジェンダーへの理解に関するプログラムの導入を検討しており、Project Memorandumにその旨記載し実施機関と合意している。実施機関はジェンダーフォーカルパーソンを配置しており、積極的にジェンダー主流化を進めていく意向である。

スリランカ国では、スリランカ国憲法や1983年に制定された女性憲章で性差別を禁止し、平等な権利を保障している。また、人権の保護と促進に向けた国家アクションプラン2017～2021においても女性の公共交通分野における安全で平等な労働環境の確保が記載されており、性暴力に対する政策枠組みおよび国家アクションプラン2016～2020においては、公共交通機関内のセクシャルハラスメントへの対応と、質の高い交通サービスの提供が戦略と行動の一つとして挙げられている。公共交通機関を使用する女性に係る正式な統計データは存在しないが、UNFPAが2018年に発表した調査結果によると、90パーセント以上の女性が公共交通機関を使用した際にセクシャルハラスメントを経験したという結果が報告されている¹。また、スリランカ国においては男性の労働市場参加率74.9%に対して、女性が半数以下の35.6%（2018年、UNDP Gender Inequality Index）の状況であり、公共交通機関の整備の際には、女性の雇用、開業後の女性の労働市場の参加促進が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下の目的を達成するために活動を行う。

- ① 「コロンボ都市交通システム整備事業」（以下、「本事業」）を調査対象とし、女性が安全・快適に利用できるよう交通機関・駅舎等のデザインへのジェンダー視点の反映や、ジェンダーの視点に立った運営維持管理（O&M: Operation and Maintenance）の手法や取り組みを検討し、GAPの作成およびモニタリングを支援する。
- ② 上記プロセスを通じて、インフラ事業においてジェンダー主流化を行う上で、類似案件で活用可能なツールやひな型（コンサルタントTOR、ジェンダー調査方法、ジェンダーアクションプラン策定方法、ジェンダー研修教材等）をと

¹ UNFPA Sri Lanka (2018). 'Does She Travel safe?'
<https://srilanka.unfpa.org/en/publications/does-she-travel-safe>

りまとめる。

なお、7月上旬にJICA本部からミッションを派遣し、本事業の実施機関であるメガポリス西部開発省Project Management Unit (PMU) 向けのジェンダー主流化ワークショップを実施済みであり、本調査の実施にあたり、以下の点につき合意している。（詳細は参考資料参照のこと）

- ① PMUにより、4つの側面を主要なコンポーネントとしたGAP案を作成済 [i. 用地取得（環境社会配慮）、ii. Basic Design and Detailed Design、iii. 建設工事、iv. 運営・メンテナンス]。本調査では、GAPの対象となる主要ターゲットのうち、利用者（Passengers）、建設工事関係者（Construction companies and workers）、運営事業体（O&M entity）向けの取組を対象とする（GAPに含まれる環境社会配慮は除く）。
- ② ジェンダー主流化に取り組む体制として、PMU内にGender Mainstreaming CommitteeをPD（Project Director）の元に設置。PMU内で既に指名されているジェンダーフォーカルパーソンが事務局となり、各部門からの参加を得て、GAPの実施をモニタリングする体制を構築する。
- ③ 本事業の進捗に合わせて、2019年9月～2020年11月にローカルコンサルタント調査（JICAスリランカ事務所が委託）および本邦コンサルタントのシャトル派遣を実施。ローカルコンサルタント調査では、①利用者が抱えるジェンダー課題の整理、②既存の建設工事分野における女性の労働参加の状況と課題の整理、③既存の運輸交通関係等の官民機関における女性活躍の状況と課題・優良事例の整理を行う。（本事業は基本設計を実施中であり、2019年10月以降詳細設計を実施予定。2020年後半には運営事業体の立ち上げに向けた法律や政策の策定が行われる予定）

（1）国内準備期間（2019年10月中旬～下旬の10日間）

- ① JICAの「コロンボ都市交通調査プロジェクト（マスタープラン）」および「コロンボ新総合都市公共交通システム導入計画準備調査」報告書をレビューする（必要に応じて関連データを分析する）。
- ② 既存文献に基づき、スリランカの都市交通におけるジェンダー課題を整理するとともに、都市交通における政策・制度・人材育成状況等をジェンダーの観点から整理する。
- ③ JICAおよび他ドナーの運輸交通セクターの支援等を含む他国における都市交通セクターのジェンダー主流化にかかる事例と教訓をレビューする。
- ④ 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部、JICAスリランカ事務所およびPMUへ電子

データで提出する。

- ⑤ JICA 社会基盤・平和構築部との現地業務前打合せに参加する。

(2) 第1次現地業務期間 (2019年11月上旬～2019年12月中旬の42日間)

- ① 現地業務開始時に、PMU、JICAスリランカ事務所と協議の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
- ② JICAスリランカ事務所が委託して実施しているローカルコンサルタント調査のデータ分析およびとりまとめに対して技術的助言をする。
- ③ ローカルコンサルタントによる調査結果を踏まえて、分析結果をGAPに反映し、PMUによるGAPの最終化(モニタリング指標を含む)を支援するとともに、GAPの実施・モニタリング体制・方法を整理する。
- ④ 最終版GAPに基づき、PMUのジェンダーフォーカルパーソンと協力し、PMU向けのジェンダー主流化研修を実施する。
- ⑤ PMUによるジェンダー主流化にかかる広報マテリアル(動画など)の作成方法や内容につきアドバイスする(なお、動画作成等の予算は別途JICAスリランカ事務所にて管理し、支出する)。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)をPMUに提出し、報告する。
- ⑦ JICAスリランカ事務所に現地業務結果報告書(英文・和文要約)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第2次現地業務期間 (2020年3月上旬の14日間)

- ① 現地業務開始時に、PMU、JICAスリランカ事務所と議論の上、必要に応じてワークプランを修正・更新する。
- ② 本事業の詳細設計の最終化に合わせて、GAPの進捗状況を確認すると共に、実施の促進を支援する。
- ③ PMUに対し、女性の雇用促進や組織内の女性活躍推進等ジェンダーの視点に立った組織運営方法および政策策定を助言し、PMU体制の確立およびO&M会社設立および雇用プロセスにおけるジェンダー主流化のためのアクションを特定し、GAPに反映する。
- ④ JICAスリランカ事務所に現地業務結果報告書(英文・和文要約)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(4) 第3次現地業務期間 (2020年11月の21日間)

- ① 現地業務開始時に、PMU、JICAスリランカ事務所と議論の上、必要に応じてワークプランを修正・更新する。
- ② GAPの進捗状況を確認すると共に、実施の促進を支援する。
- ③ (第二次派遣に引き続き) PMUに対し、女性の雇用促進や組織内の女性活躍推進等ジェンダーの視点に立った組織運営方法および政策策定を助言し、PMU体制の確立およびO&M会社設立および雇用プロセスにおけるジェンダー主流化のためのアクションを特定し、GAPIに反映する。
- ④ ジェンダーに基づく暴力の防止を含む安全性の確保に関する意識啓発の教材・広報資料の作成方法や内容につきアドバイスする。
- ⑤ 運輸交通セクターの官民ステークホルダー向けジェンダー主流化ワークショップを実施する。
- ⑥ 現地業務期間完了に際し、これまでの現地業務結果を総括した現地業務完了報告書(英文)をPMUおよびJICAスリランカ事務所に提出し、報告する。

(5) 国内整理期間 (第3次現地業務から帰国後、1ヵ月以内を目処に15日間)

- ① 本業務の結果を踏まえ、円借款の大型インフラ開発等の類似案件で活用可能なツールやひな型(F/SやD/DコンサルタントTOR、ジェンダー調査方法、ジェンダーアクションプラン策定方法、ジェンダー研修マテリアル等)をとりまとめる。
- ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

		提出時期	言語・部数
(1)	ワークプラン	2019年10月下旬	英文・電子版 (メール送付可)
(2)	現地業務結果報告書	第1次、第2次現地業務終了時	英文・和文要約・電子版 (メール送付可)
(3)	現地業務完了報告書	第3次現地業務終了時	英文・電子版 (メール送付可)
(4)	専門家業務完了報告書	国内整理期間終了時(2021年1月15日まで)	和文・電子版 (メール送付可)
(5)	円借款の大型インフラ	国内整理期間終了	英文・和文・電子版

	開発等の類似案件で活用可能なツールやひな型	時（2021年1月15日まで）	（メール送付可）
--	-----------------------	-----------------	----------

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第1次、第2次、第3次現地業務期間は、上記「7. 業務の内容記載の派遣期間」の通りです。第2次、第3次現地業務時期は本体事業の進捗により変更となる可能性があります。

② 現地での業務体制

PMUのジェンダーフォーカルパーソンをカウンターパートとして業務を実施します。

③ 便宜供与内容

便宜供与事項は以下の通りです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：PMUおよびJICAスリランカ事務所が必要に応じてアレンジしますが、一部は本業務従事者自身が行う場合もあります。

カ) 執務スペースの提供：PMUにおける執務スペースの提供がある予定。

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部ジェンダー平等貧困削減推進室（TEL:03-5226-3381）にて配布します。

- ア) GAP案および本体事業スケジュール
- イ) 2019年7月調査団報告書
- ウ) ローカルコンサルタント調査TOR

② 本業務に関する以下の資料はJICA図書館にて入手可能です。

- ア) コロンボ都市交通調査プロジェクト報告書
- イ) コロンボ新総合都市公共交通システム導入計画準備調査

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

（ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

（イ）提供依頼メール：

① タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

② 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念

頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上